



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *15 和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部を改正する規則 (税務課) 1
- *16 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (環境管理課) 1
- *17 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (薬務課) 2
- *18 和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則 (教育委員会) 2

○ 公安委員会規則

- *3 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 3

規 則

和歌山県規則第15号

和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則の一部を改正する規則

和歌山県自動車税及び自動車取得税証紙等規則 (昭和45年和歌山県規則第23号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改める。

第9条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

別記第3号様式中

「

請 求 額 合 計 ($\textcircled{16} \times \frac{105}{100}$)
--

」を「

請 求 額 合 計 ($\textcircled{16} \times \frac{108}{100}$)
--

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める別記第3号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

和歌山県規則第16号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年和歌山県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「第2条第1項の表17の項(6)」を「第2条第1項の表13の項(6)」に改め、同表3の項中「第2条第1項の表29の項」を「第2条第1項の表25の項」に改め、同表4の項中「第2条第1項の表30の項(2)」を「第2条第1項の表26の項(2)」に改め、同表5の項中「第2条第1項の表34の項(13)」を「第2条第1項の表30の項(13)」に改め、同表6の項中「第2条第1項の表39の項(16)」を「第2条第1項の表35の項(16)」に改め、同表7の項中「第2条第1項の表43の項(11)」を「第2条第1項の表39の項(11)」に改め、同表8の項中「第2条第1項の表51の項(3)」を「第2条第1項の表47の項(3)」に改め、同表9の項中「第2条第1項の表52の項(18)」を「第2条第1項の表48の項(18)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県規則第17号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例施行規則(平成24年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項を削る。

第8条中「第21条第3項」を「第20条第3項」に改める。

第9条第1項中「第24条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第2項中「第24条第2項」を「第23条第2項」に改める。

第10条中「第25条第2項」を「第24条第2項」に改める。

別記第5号様式中「第21条第1項第 号」を「第20条第1項第 号」に改める。

別記第6号様式中「第25条」を「第24条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県税外収入徴収規則の一部を改正する規則

和歌山県税外収入徴収規則(昭和33年和歌山県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1項を次のように改める。

1 高等学校授業料

(1) 全日制及び定時制(科目履修生(和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)第27条の2に規定する科目履修生をいう。以下同じ。)を除く。)

第1期(4月1日から6月30日まで)分 7月25日

第2期(7月1日から9月30日まで)分 10月25日

第3期 (10月1日から12月31日まで) 分 12月25日

第4期 (1月1日から3月31日まで) 分 1月25日

(2) 通信制 (科目履修生を除く。)

第1期 (4月1日から6月30日まで) 分 7月25日

第2期 (7月1日から3月31日まで) 分 10月25日

(3) 専攻科

第1期 (4月1日から4月30日まで) 分 4月25日

第2期 (5月1日から5月31日まで) 分 5月25日

第3期 (6月1日から6月30日まで) 分 6月25日

第4期 (7月1日から7月31日まで) 分 7月25日

第5期 (8月1日から8月31日まで) 分 8月25日

第6期 (9月1日から9月30日まで) 分 9月25日

第7期 (10月1日から10月31日まで) 分 10月25日

第8期 (11月1日から11月30日まで) 分 11月25日

第9期 (12月1日から12月31日まで) 分 12月25日

第10期 (1月1日から3月31日まで) 分 1月25日

(4) 科目履修生 履修科目登録時

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月20日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則 (平成4年和歌山県公安委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「708人」を「717人」に、「234人」を「236人」に、「942人」を「953人」に、「1,446人」を「1,437人」に、「91人」を「89人」に、「1,537人」を「1,526人」に改める。

附則に次の1項を加える。

(経過措置)

3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、第2条第1項中「717人」とあるのは「732人」と、「953人」とあるのは「968人」と、「2,154人」とあるのは「2,169人」と、「2,479人」とあるのは「2,494人」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。